

宇陀市監査委員告示第2号

平成27年度定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月25日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 八木 勝 光

1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

下記の監査対象部局において、主として平成27年4月1日から9月30日までに執行された事務について監査を行った。

- (1) 議会事務局 総務課
- (2) 総務部 秘書広報情報課、人事課、総務課、危機管理課及び管財課
- (3) 企画財政部 企画課、まちづくり支援課、財政課、税務課及び徴収対策課
- (4) 市民環境部 市民課、保険年金課、人権推進課（人権交流センター及び児童館を含む。）及び環境対策課（護美センター及び宇陀クリーンセンターを含む。）
- (5) 健康福祉部 健康増進課（保健センター及び国民健康保険直営診療所を含む。）、厚生保護課、こども未来課（各幼稚園、各保育所、各こども園及び子育て支援センターを含む。）、介護福祉課及び医療介護あんしんセンター
- (6) 農林商工部 産業企画課、農林課及び商工観光課
- (7) 建設部 建設課、公営住宅課、まちづくり推進課、地籍調査課及び公園課
- (8) 市立病院 経営企画課及び医務課
- (9) 介護老人保健施設 庶務課
- (10) 大宇陀地域事務所 地域市民課
- (11) 菟田野地域事務所 地域市民課
- (12) 室生地域事務所 地域市民課
- (13) 出納室
- (14) 水道局 総務課、工務課、浄水課及び下水道課
- (15) 教育委員会事務局 教育総務課（各小学校及び中学校並びに学校給食センターを含む。）、生涯学習課及び文化財課
- (16) 選挙管理委員会 事務局
- (17) 公平委員会 事務局
- (18) 監査委員 事務局
- (19) 固定資産評価審査委員会 事務局
- (20) 農業委員会 事務局

3 監査の期間

平成27年9月16日から平成28年3月24日まで

4 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）の管理等が法令等に基づき適正に行われているかどうか、効率性・有効性の観点から適切に行われているかどうかをあらかじめ提出を求めた資料及び関係書類に基づき調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に対する事情聴取等を行い実施した。

なお、主な監査項目は次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) その他の事務

5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、一部において改善を要する事例及び事務の効率性や有効性に疑問のある事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。また、昨年も指摘しているが、契約書等において誤字等が見受けられた。監査時において口頭で指摘を行っているため、記載は省略するものの、契約書等の作成にあたっては十分に注意されたい。

なお、指摘事項及び意見については次のとおりである。改善等の措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1) 収入に関する事務

ア 土地売払収入の未収金について

分譲宅地の土地売払収入について、未収金額が年々増加傾向にある。個別の対応を行われていると推察できるが、公平性の確保の観点からも、引き続き未収金対策に取り組まれない。

(2) 支出に関する事務

ア ウェルネス推進事業について

市の主要事業として、ウェルネス推進事業に取り組むため、各部署においてさまざまな事業を実施している。

しかし、健康増進課、介護福祉課及び生涯学習課で実施しているウェルネス推進事業について、同様の事業がそれぞれの部署で実施されているように見受けられた。

実施事業の調整は、宇陀市ウェルネスシティ構想推進に係るプロジェクトチーム会議で行っているとの報告を受けているが、同種事業が実施されることがないように、部署間の調整を行われたい。

あわせて、ウェルネス推進事業は、直ちに効果が得られる事業ではないと承知しているが、各事業の結果及び効果について、プロジェクトチーム会議等で検証するとともに、今後の実施計画に反映されたい。

(3) 財産管理に関する事務

ア 平成榛原子供のもり公園の備品管理について

平成榛原子供のもり公園の備品について、備品の棚卸が実施されていないように見受けられた。

適正な備品管理を行うため、定期的に備品の棚卸を実施されたい。

イ 災害時用備蓄品の管理について

大規模災害に備えるため、災害用備蓄品を取得し市内の公共施設等で保管している。

災害用備蓄品の状況について、災害発生時に必要となる必要備蓄数に達しておらず、備蓄品の取得について、取得計画等も見られなかった。

また、備蓄品の保管場所と避難場所とが離れており、災害発生時に備蓄品が避難場所へ確実に搬送できるかについても疑問を感じた。

災害用備品については適正な備蓄数の確保に努めるとともに、保管場所についても災害発生時に確実に搬送できる場所となるよう検討されたい。